

半田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設 置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第4条の規定に基づき、半田市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、半田市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組 織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、創生本部の事務を総理し、創生本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 創生本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本部長は、必要に応じ、創生本部の補助組織として、ワーキンググループを設置することができる。

(庶 務)

第7条 創生本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

企画部長、総務部長、市民経済部長、福祉部長、子ども未来部長、建設部長、水道部長、 教育部長、病院事務局長、市議会事務局長
